

社会福祉法人 カリガネ福祉会

## 定 款

昭和 53 年 7 月 31 日 認可  
昭和 54 年 5 月 22 日 届出  
昭和 60 年 7 月 2 日 変更認可  
昭和 62 年 10 月 6 日 変更認可  
平成 4 年 10 月 2 日 変更認可  
平成 5 年 4 月 1 日 変更認可  
平成 6 年 7 月 1 日 変更認可  
平成 7 年 5 月 9 日 変更認可  
平成 8 年 9 月 9 日 変更認可  
平成 10 年 11 月 30 日 変更認可  
平成 11 年 4 月 28 日 変更認可  
平成 12 年 2 月 16 日 変更認可  
平成 13 年 4 月 5 日 変更認可  
平成 14 年 11 月 13 日 変更認可  
平成 15 年 11 月 4 日 変更認可  
平成 16 年 6 月 30 日 変更認可  
平成 16 年 10 月 12 日 変更認可  
平成 17 年 1 月 28 日 変更認可  
平成 17 年 12 月 13 日 変更認可  
平成 18 年 4 月 11 日 変更認可  
平成 18 年 10 月 30 日 変更認可  
平成 20 年 5 月 30 日 変更認可  
平成 20 年 8 月 20 日 変更認可  
平成 21 年 3 月 19 日 変更認可  
平成 22 年 3 月 1 日 変更認可  
平成 23 年 9 月 16 日 変更認可  
平成 24 年 10 月 19 日 変更認可  
平成 25 年 12 月 5 日 変更認可  
平成 26 年 6 月 20 日 変更認可  
平成 28 年 9 月 20 日 変更認可

# 社会福祉法人かりがね福祉会定款

## 第1章 総 費目

### (目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

#### (1) 第1種社会福祉事業

イ 障害者支援施設の経営

#### (2) 第2種社会福祉事業

イ 障害福祉サービス事業の経営（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、生活介護、自立訓練、短期入所、重度障害者等包括支援、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助）

ロ 一般相談支援事業の経営

ハ 特定相談支援事業の経営

ニ 障害児相談支援事業の経営

ホ 移動支援事業の経営

ヘ 地域活動支援センターの経営

ト 放課後等デイサービス事業の経営

### (名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人かりがね福祉会という。

### (経営の原則)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

### (事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を長野県上田市真田町長6430の1番地に置く。

## 第2章 役員及び職員

### (役員の定数)

第5条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 11名

(2) 監事 2名

2. 理事互選により、理事の内1人は理事長、1人は副理事長となる。

3. 理事長は、この法人を代表する。

4. 理事の内、1名を常務理事とし、理事長が指名する。

5. 役員の選任にあたっては、各役員について、その親族その他特殊の関係ある者が理事のうち2名を超えて含まれてはならず、監事のうちにこれらの者が含まれてはならない。

(役員の任期)

第6条 役員の任期を2年とする。ただし、補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2. 役員は、再任されることができる。

3. 理事長の任期は、理事として在任する期間とする。

(役員の選任等)

第7条 理事は評議員会で選任し、理事長が委嘱する。

2. 監事は評議員会において選任する。

3. 監事は、この法人の理事、評議員、職員及びこれらに類する他の職務を兼任することができない。

(役員の報酬等)

第8条 役員の報酬については、勤務実態に即して支給することとし、役員の地位にあることのみによっては、支給しない。

2. 役員には費用を弁償することができる。

3. 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(理事会)

第9条 この法人の業務の決定は、理事をもって組織する理事会によって行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

2. 理事会は、理事長が招集する。

3. 理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。

4. 理事長は、理事総数の3分の1以上の理事又は監事から会議に付議すべき事項を示して、理事会の招集を請求された場合には、その請求があった日から1週間以内にこれを招集しなければならない。

5. 理事会は、理事総数の3分の2以上の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。

6. 前項の場合において、あらかじめ書面をもって、欠席の理由及び理事会に付議される事項についての意思を表示した者は、出席者とみなす。

7. 理事会の議決は、法令に特別の定めがある場合及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、理事総数の過半数で決定し、賛否同数のときは、議長の決するところによる。

8. 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

9. 議長及び理事会において選任した理事2名は、理事会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。

(理事長の職務の代理)

第10条 理事長に事故あるとき、または欠けたときは、副理事長が、副理事長も事故あるときは、常務理事が、常務理事も事故あるときは理事長が指名する他の理事が順次に 理事長の職務を代理する。

2. 理事長個人と利益相反する行為となる事項及び双方代理となる事項については、理事会において選任する他の理事が理事長の職務を代理する。

(監事による監査)

第11条 監事は、理事の業務執行の状況及び法人の財産の状況を監査しなければならない。

2. 監事は、毎年定期的に監査報告書を作成し、理事会、評議員会及び上田市長に報告するものとする。

3. 監事は、前項に定めるほか、必要があると認めるときは、理事会及び評議員会に出席し意見を述べるものとする。

(職員)

第12条 この法人に職員若干名を置く。

2. この法人の事務局長及びこの法人の設置運営する事業所の長（以下「事業所長」という。）は、理事会の議決を経て理事長が任免する。

3. 事務局長、事業所長の任期は5年とする。再任は1回とする。

4. 事務局長、事業所長以外の職員は、理事長が任免する。

### 第3章 顧問

(顧問)

第13条 理事長は、この法人の趣旨に賛同する者の中から、理事会の同意を得て顧問を若干名委嘱することができる。

2. 顧問は、理事長の諮問に応じ、理事会に助言を与えることができる。

### 第4章 評議員及び評議員会

(評議員会)

第14条 評議員会は、25名の評議員をもって組織する。

2. 評議員会は、理事長が招集する。

3. 評議員会に議長を置く。

4. 議長は、そのつど評議員の互選で定める。

5. 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員又は監事から会議に付議すべき事項を示して、評議員会の招集を請求された場合には、その請求があった日から20日以内にこれを招集しなければならない。

6. 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。

7. 評議員会の議決は、評議員の過半数で決し、賛否同数の時は、議長の決するところ

による。

8. 評議員会の議決について、特別の利害関係を有する評議員は、その議事の議決に加わることができない。

9. 議長及び評議員会において選任した評議員2名は、評議員会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。

10. 評議員の報酬については、勤務実態に即して支給することとし、評議員の地位にあることのみによっては、支給しない。

(評議員会の権限)

第15条 評議員会は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 予算、決算、基本財産の処分及び事業計画及び事業報告

(2) 予算外の新たな義務の負担または権利の放棄

(3) 定款の変更

(4) 合併

(5) 解散（合併または破産による解散を除く。以下この条において同じ。）

(6) 解散した場合における残余財産の帰属者の選定

(7) その他、この法人の業務に関する重要な事項で、理事会において必要と認める事項

2. 理事会は、前項に掲げる事項を決定しようとするときは、あらかじめ評議員会の同意を得なければならない。

(同前)

第16条 評議員会は、この法人の業務もしくは財産の状況または役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、もしくはその質問に答え、または役員から報告を徴することができる。

(評議員の資格等)

第17条 評議員は、社会福祉事業に関心をもち、または学識経験のある者で、この法人の会員の中から理事会の同意を得て理事長がこれを委嘱する。

2. 評議員の委嘱にあたっては、各評議員について、その親族その他特別の関係がある者が3名を超えて含まれてはならない。

3. 評議員の委嘱については、別に定める。

(評議員の任期)

第18条 評議員の任期は2年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2. 評議員は、再任されることがある。

## 第5章 資産及び会計

(資産の区分)

第19条 この法人の資産は、これを分けて基本財産と運用財産、公益事業用財産の3種類とする。

2. 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 長野県上田市真田町長6430番1・同6505番2・同6505番3番・同6505番1・同6502番3の計5筆8, 449. 6平方メートルのライフステージかりがねの敷地

(2) 長野県上田市真田町長6430の1番地他1筆所在の

イ	鉄骨造かわら・亜鉛メッキ鋼板ぶき平屋建	校舎	381.01m <sup>2</sup>
ロ	鉄筋コンクリート造合金メッキ鋼板ぶき平屋建	養護所	598.16m <sup>2</sup>
ハ	鉄筋コンクリート造合金メッキ鋼板ぶき平屋建	事務所・養護所	1021.40m <sup>2</sup>
ニ	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建	倉庫	62.70m <sup>2</sup>
ホ	軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建	車庫	9.93m <sup>2</sup>
ヘ	木造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建	作業所	60.50m <sup>2</sup>
ト	木造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建	居宅	18.20m <sup>2</sup>
チ	鉄骨造瓦葺平屋建	寄宿舎	160.55m <sup>2</sup>
リ	軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建	物置	28.23m <sup>2</sup>
ヌ	木造瓦葺平屋建	養護所	126.69m <sup>2</sup>

(3) 長野県上田市真田町傍陽448番1・同459番3の計2筆614.84平方メートルのひなやまの家の敷地

(4) 長野県上田市真田町傍陽448番1他1筆所在の

イ	鉄骨造ストレート葺2階建	居宅 1階	238.07m <sup>2</sup>
		2階	94.89m <sup>2</sup>
ロ	コンクリートブロック造陸屋根平屋建	ボイラー室	10.58m <sup>2</sup>

(5) 長野県上田市真田町長字善慶2464番地1・同2464番地4の計2筆2609.35平方メートルの風の工房の敷地

(6) 長野県上田市真田町長字善慶2464番地1所在の

イ	木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建	共同住宅 1階	77.76m <sup>2</sup>
		2階	66.60m <sup>2</sup>
ロ	木造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建	風呂	8.84m <sup>2</sup>
ハ	木造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建	物置	12.96m <sup>2</sup>
ニ	木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平屋建	作業所	186.78m <sup>2</sup>
ホ	木造合金メッキ鋼板ぶき平家建	作業所	59.62m <sup>2</sup>

(7) 長野県上田市上田原字谷口849番26・同849番27の計2筆163.79m<sup>2</sup>のジョイの敷地

(8) 長野県上田市上田原字谷口849番26他1筆所在の

イ	木造合金メッキ鋼板葺2階建	養護所 1階	63.30m <sup>2</sup>
		2階	52.17m <sup>2</sup>

(9) 長野県上田市真田町本原531番地2地1所在の  
イ 木・鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建 養護所 223.14m<sup>2</sup>

(10) 長野県上田市真田町長6501番地1の430.00平方メートルのさなだの郷の敷地

(11) 長野県上田市真田町長6501番地1所在の

イ 木造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建 養護所 202. 47 m<sup>2</sup>

(12) 長野県上田市真田町傍陽字別当8551番2・同8550番1・同8550番4  
同8545番7の計4筆811. 52平方メートルのOIDEYOハウスの敷地

(13) 長野県上田市真田町傍陽字別当8551番2他3筆所在の

イ 木造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建 養護所 282. 11 m<sup>2</sup>

ロ 木造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建 物置 16. 38 m<sup>2</sup>

ハ 木造合金メッキ鋼板ぶき平屋建 作業所 77. 01 m<sup>2</sup>

(14) 長野県上田市真田町長6508番1他1筆所在の

イ 木造瓦葺平屋建 養護所 246. 89 m<sup>2</sup>

(15) 長野県上田市真田町傍陽字宮原458番6の330. 78平方メートルのうららの  
敷地

(16) 長野県上田市真田町傍陽字宮原458番6所在の

イ 木造かわらぶき平屋建 養護所 148. 22 m<sup>2</sup>

(17) 長野県上田市真田町傍陽字宮原458番4の297. 49平方メートルのここねの  
敷地

(18) 長野県上田市真田町傍陽字宮原458番4所在の

イ 木造かわらぶき平屋建 養護所 136. 63 m<sup>2</sup>

(19) 長野県上田市殿城字上組4129番1の322. 17平方メートルのわわの敷地

(20) 長野県上田市殿城字上組4129番1所在の

イ 木造かわらぶき2階建 養護所 1階 101. 78 m<sup>2</sup>  
2階 63. 43 m<sup>2</sup>

(21) 長野県上田市真田町傍陽字宮原459番4の313, 61平方メートルの尾澤ハイ  
ツの敷地

(22) 長野県上田市真田町傍陽字宮原459番4所在の

イ 木造瓦葺2階建 居宅 1階 113. 42 m<sup>2</sup>  
2階 78. 75 m<sup>2</sup>

(23) 長野県上田市真田町長字蓮台7166番8の840平方メートルのミライエの敷地

(24) 長野県上田市真田町長字蓮台7166番8所在の

イ 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺2階建 事務所 1階 233. 63 m<sup>2</sup>  
2階 83. 16 m<sup>2</sup>

3. 運用財産は、基本財産、公益事業用財産以外の財産とする。

4. 基本財産に指定されて寄付された金品は、すみやかに第2項に掲げるために必要な  
手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第20条 基本財産を処分し、または担保に供しようとするときは、理事総数の3分の2  
以上の同意を得て、上田市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合  
には上田市長の承認は必要としない。

2. 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

3. 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

（資産の管理）

第21条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2. 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて保管する。

（特別会計）

第22条 この法人は、特別会計を設けることができる。

（予算）

第23条 この法人の予算は、毎会計年度開始前に理事長において編成し、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

（決算）

第24条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書は、毎会計年度終了後2ヶ月以内に理事長において作成し、監事の監査を経てから、理事会の承認を得なければなければならない。

2. 前項の認定を受けた書類及びこれに関する監事の意見を記載した書面については、各事業所に備えておくとともに、この法人が提供する福祉サービスの利用を希望する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3. 会計の決算上繰越金が生じたときは、次会計年度に繰り越すものとする。ただし、必要な場合には、その全部または一部を基本財産に編入することができる。

（会計年度）

第25条 この会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌3月31日をもって終わる。

（会計処理の基準）

第25条の2 この法人に関しては、法令及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規定により処理する。

（臨機の措置）

第26条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

## 第6章 公益を目的とする事業

（種別）

第27条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

（1）障害者就業・生活支援センター事業

2. 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

(剩余金が出た場合の処分)

第28条 前項の規定によって行う事業から剩余金が生じた場合、この法人が行う社会福祉事業又は公益事業に充てるものとする。

## 第7章 角界散及び合併

(解散)

第29条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第30条 解散（合併または破産による解散を除く。）した場合における残余財産は理事総数の3分の2以上の同意によって、社会福祉法人の内から選出されたものに帰属する。

(合併)

第31条 合併しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、上田市長の認可を受けなければならない。

## 第8章 定款の変更

(定款の変更)

第32条 この定款を変更しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、上田市長の認可（社会福祉法第43条第1項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く）を受けなければならない。

2. 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を上田市長に届けなければならない。

## 第9章 公告の方法その他

(公告の方法)

第33条 この法人の公告は、社会福祉法人かりがね福祉会の掲示板に掲示するとともに、かりがね福祉会ホームページ、機関紙に掲載して行う。

第34条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

## 第10章 会員

(会員)

第35条 この法人に会員を置くことができる。

2. 会員は、この法人の目的に賛同し、目的達成のために必要な援助を行うものとする。
3. 会員については、別に定める。

## 第 1 1 章 委員会

(委員会)

第36条 この法人に法人運営委員会を置くことができる。

2. 法人運営委員会規定については、別に定める。

### 役員

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

ただし、この法人の設立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長	小山喜太郎
副理事長	宮島貫五
理 事	成沢守雄
〃	小笠原光三
〃	池田英子
〃	柳沢波津子
〃	金子 一
〃	玉井憲定
〃	津村一道
〃	青木勇治郎
〃	渋沢精治郎
〃	田中 晋
〃	岩見太市
監 事	田中 功
〃	坂口泰司